明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○農林業センサス規則の一部を改正する省令（農林水産七〇）　一
〔告　示〕
○行商従業者証等の様式の承認に関する規程の一部を改正する件（国家公安委五一）　三
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務三四一）　六
○農林業センサス規則第五条第一項の農林水産大臣が定める農林業経営体等を定める件の一部を改正する件（農林水産二三三〇）　一〇
○農薬を登録した件（同二三三一～二三三三）　一三
○農薬を再登録した件（同二三三四）　二四
○農薬の登録が失効した件（同二三三五）　二六
○商業動態統計調査規則の規定に基づき乙調査を行う調査区を定める件の一部を改正する件（経済産業二〇八）　二七
〔官庁報告〕
産　業
日本工業規格（経済産業省）　二七
国家試験
平成三十年度放射線取扱主任者試験合格者（原子力規制委員会）　五〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　五五
裁判所
破産、免責、再生関係　五七
特殊法人等
独立行政法人日本スポーツ振興センター平成二十九事業年度財務諸表、国立研究開発法人産業技術総合研究所計量法施行規則第百二十一条に基づく一般計量特別教習・一般計量特定教習・環境計量特別教習（濃度関係）及び環境計量特別教習（騒音・振動関係）・特定計量器型式承認、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分、企業年金基金設立関係　七三
地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係　八二
会社その他
会社決算公告　八三

省令

○農林水産省令第七十号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、農林業センサス規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月二十二日

農林水産大臣　吉川　貴盛

農林業センサス規則の一部を改正する省令

農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（調査事項）	（調査事項）
第六条　農林業経営体調査は、次に掲げる事項について行う。	**第六条**　農林業経営体調査は、次に掲げる事項について行う。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　農業用施設	五　農業用の機械及び施設
六～十　（略）	六～十　（略）
2　農山村地域調査は、次に掲げる事項について行う。	2　農山村地域調査は、次に掲げる事項について行う。
（削る。）	一　農山村地域の自然的及び社会経済的な立地条件
一　（略）	二　（略）
（削る。）	三　農業集落における土地及びその利用状況
二　地域資源の保全状況	（新設）
三　（略）	四　（略）
3　（略）	3　（略）
（農業集落の区域の認定及び経営体調査区の設定）	（農業集落の区域の認定及び経営体調査区の設定）
第七条　市区町村長は、農林業経営体調査に係る調査年の前年の二月一日現在で、農林水産大臣が定める方法により、農業集落の区域の案及び農林業経営体調査に係る調査区（以下「経営体調査区」という。）の案を作成し、都道府県知事の定める日までにこれを都道府県知事に送付しなければならない。	**第七条**　市区町村長は、農林業経営体調査に係る調査年の前年の四月一日現在で、農林水産大臣が定める方法により、農業集落の区域の案及び農林業経営体調査に係る調査区（以下「経営体調査区」という。）の案を作成し、同年五月十日までにこれを都道府県知事に送付しなければならない。